



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*87 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)

○ 教育委員会規則

*23 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

*24 産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

*25 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

*26 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

*27 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

*28 市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

*29 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則

規 則

和歌山県規則第87号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第59条第1項第20号中「日本郵政公社」を「株式会社ゆうちょ銀行」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第23号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「」第35条」を「。以下「法」という。)第35条」に改める。

第5条の2を次のように改める。

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第5条の2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)

条例第11条の2

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第22条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた条例第11条第2項又は第12条第2項

(3) 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。) 育児休業条例第26条第3項

第5条の3第1項中「、その額に職員」を「その額に職員」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等」にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

第6条第4項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「法」に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)」を「育児休業法」に、「、停職」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、停職」に改める。

第8条第1項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する

短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額」を「再任用短時間勤務職員にあってはその額」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、育児短時間勤務職員等にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年和歌山県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第28条の5第1項」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項」に、「職員にあっては、その額」を「ものにあってはその額」に、「第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第3項第3号中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第6号」に改める。

- 3 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成19年和歌山県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「経過措置基準額に」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に」に改める。

和歌山県教育委員会規則第24号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚
産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則(昭和32年和歌山県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「再任用短時間勤務職員(条例第9条の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定により短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第25号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚
市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第17条の3第2項」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第22条(育児休業条例第25条において準用する場合を含む。)又は第30条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第12条の2第1項第3号中「、又は」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年和歌山県条例第71号。以下「自己啓発等休業条例」という。)第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は」に改める。

第12条の4第2項中「、又は停職」を「、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第26号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚
 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正
 する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和35年和歌山
 県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任
 用短時間勤務職員等」に改め、同条中「再任用短時間勤務
 職員（条例第9条の2及び市町村立学校職員給与条例第11条
 の2に規定する再任用短時間勤務職員をいう。）」を「地方
 公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは
 第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定
 する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業
 等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定
 する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定による短時間
 勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間
 勤務職員」に改める。

第3条中「（昭和23年文部省令第1号）第12条及び第13条」
 を「（平成16年文部科学省令第20号）第10条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第27号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規
 則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 檜 畑 直 尚
 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する

る規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規
 則（昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次
 のように改正する。

第2条中「にあっては、その額」を「にあってはその
 額」に、「」第2条第2項」を「。以下「勤務時間条例」と
 いう。）第2条第3項」に改め、「得た数を」の次に「、地
 方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。
 以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育
 児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時
 間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第
 2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条
 第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法
 第18条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「育児短時
 間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）にあってはその
 額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその
 者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得
 た数をそれぞれ」を加え、同条第1号中「受けるもの」の
 次に「又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、
 中学校等教育職員給料表の適用を受けるもの」を、「再任
 用職員をいう。）」の次に「又は育児短時間勤務に伴う短
 時間勤務職員」を加え、同条第2号中「受けるもの」の次
 に「又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等
 教育職員給料表(2)の適用を受けるもの」を加える。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」の
 次に「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加え、
 同表に次のように加える。

育児 短時 間勤 務に 伴う 短時 間勤 務職 員		5,000	5,400	12,800	16,300
---	--	-------	-------	--------	--------

別表第1に備考として次のように加える。

備考

1 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間
 勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時
 間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭及
 び講師の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格
 を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの
 表の額にかかわらず5,400円、大学卒の学歴免許等の
 資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にか
 わらず6,500円とする。

2 この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時
 間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短
 時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭、養護教諭及
 び栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免許等
 の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月
 額は、この表の額にかかわらず6,600円とする。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」の
 次に「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を加え、
 同表に次のように加える。

育児 短時 間勤 務に 伴う 短時 間勤 務職 員		5,000	6,600	12,800	16,300
---	--	-------	-------	--------	--------

別表第2に備考として次のように加える。

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭及び講師の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず5,400円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず6,500円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず5,400円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第28号

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号。以下「平成18年改正育児休業条例」という。）による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第6条」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「育児休業条例」という。）第8条」に改め、同号オ中「法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 切替日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。）を始めた職員

第2条第1項第3号中「第5号」を「第6号」に、「平成18年改正育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第15号）」に、「又は平成18年改正育児休業条例」を「又は平成18年改正公益法人派遣条例」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、「得た額」の次に「（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第29号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則を次のように定める。

平成19年10月1日

和歌山県教育委員会委員長 樫 畑 直 尚

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の級別標準職務）

第1条 次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号。以下「条例」という。）第26条第2項の規定に基づく職務の級の分類の基準となる標準的な職務の内容

は、それぞれ同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける
職員の職務の級の分類の基準となる標準的な職務の内容の

例による。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員 小学校、中学校等教育職員給料表	小学校、中学校等教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員 高等学校等教育職員給料表 (2)	市町村立学校職員の給与に関する条 例 (昭和28年和歌山県条例第53号) の高等学校等教育職員給料表
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員 学校栄養職員給料表	学校栄養職員給料表

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の調整
額)

第2条 前条の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員
の条例第26条第4項の規定に基づく給料の調整額について
は、同表の右欄に掲げる給料表の適用を受ける職員の例
による。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額の特
例)

第3条 条例別表第6のアの備考第2項の教育委員会規則で定
めるものは、小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又
は講師の職にある者のうち、大学卒又は短大卒の学歴免
許等の資格を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資
格を有する者の給料月額は193,700円、短大卒の学歴免許
等の資格を有する者の給料月額は164,300円とし、同表ア
の備考第3項の教育委員会規則で定めるものは、教諭、養
護教諭又は栄養教諭の職にある者のうち大学卒の学歴免
許等の資格を有する者とする。

2 条例別表第6のイの備考第2項の教育委員会規則で定める
ものは、高等学校の教諭の職にある者のうち短大卒の学歴
免許等の資格を有するもの及び高等学校の助教諭又は講師
の職にある者のうち大学卒又は短大卒の学歴免許等の資格
を有するものとし、大学卒の学歴免許等の資格を有する者
の給料月額193,700円、短大卒の学歴免許等の資格を有
する者の給料月額164,300円とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。